

第7回 熊本市部活動改革検討委員会

<議事録>

令和5年(2023年)10月11日
熊本市議会棟2階予算決算委員会室

○次第

- 1 開会
- 2 報告
 - (1) 教育委員による広聴事業について
 - (2) 教育に関する意見交換会について
 - (3) 質疑・意見交換
- 3 協議
中間報告(案)について
- 4 諸連絡
- 5 閉会

○議事録

1 開会

【松島教育審議委員】

おはようございます。

定刻となりましたので、第7回熊本市部活動改革検討委員会を開会いたします。

本日はご出席いただき、ありがとうございます。

本日、16名の委員のうち、1人欠席の連絡をいただいておりますので、15名のご出席となります。

本委員会の運営要綱第6条の規定により、本日の会議成立していることをまずご報告いたします。また、同要綱第7条の規定に基づき本委員会は公開とさせていただきますことをご了承ください。

では早速ですが、議事に入りますので、進行を委員長によりしくお願いいたします。

坂下委員長、よろしく願います。

2 報告

【坂下委員長】

それでは、着座にて失礼いたします。

委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、これまでいただきましたご意見をもとに中間報告としてまとめていく、大変重要な会議となります。

本日のご意見を含めて、中間報告を作成していきますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

本日もどうぞよろしく願います。

それでは本日は、最初に報告をいただきます。

(1) 教育委員による広聴事業について

(2) 教育に関する意見交換会について

事務局より説明をしていただき、そのあと、質疑・意見交換で、委員の皆様より、ご意見をいただければと思っております。

それでは事務局より、ご説明をお願いいたします。

【松永課長】

～資料説明（省略）～

【坂下委員長】

それでは(2)でご説明いただきました、意見交換会に出席されておられます、田中委員、千田委員のほうから、補足やご意見等ございましたらお願いいたします。

【田中委員】

お世話になります。

教育についての意見交換会に参加させていただきまして、各校長先生から、部活動の必要性について、たくさんご意見を出していただいた中で、今回ぜひ検討していただきたいのが、指導者における、各学校や生徒・保護者との仲介をするコーディネーターのような役割を持たれる方を、ぜひ検討いただければと、今回、プロジェクトチームの先生方とお話をしてまいりました。

また中間報告等のときに、色々ご質問等をさせていただければと思います。

以上です。

【千田委員】

私もこの会に出席しましたがけれども、この資料の2（11 ページ）には、たくさんの方が書いてありますけれども、ぜひ合同部活動のモデル校の指定をお願いします、という意見が出ております。連携校と拠点校、この2つに関してです。

それと、資料2（11 ページ）の(3)の①、部活動指導員の増員をお願いしますということです。それも多くの意見で出ました。

それと、1番下の4の「指導者を必要とする部活動調査」の結果で、210人が必要ということで、例えば、吹奏楽部は熊本市内31校、部活動がありますけれども、13校で指導者が必要というような結果で、これは先生方に尋ねた結果です。あと、もう1つ「その他」がありますけれども、これは合唱部です。合唱部も8校、必要というような結果が出ております。かなり多い人数ではないかなと感じました。

以上になります。よろしくお願いいたします。

【坂下委員長】

お2人の委員から補足説明をいただきましてありがとうございます。

それでは（１）、（２）の報告につきまして、ご質問、ご意見等をお願いいたします。
直接、指導していただいている教職員の先生方、そして現場の校長先生方のご意見、今検討している内容との方向性と関連して、ご意見等ございませんでしょうか。
あと、新たに出てきましたコーディネーター、内容を見ますと大変重要な役割を担う人材として、配置が求められております。これに関しましても中間報告の中で、検討させていただきたいと思っております。
今の時点でご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。ご質問・ご意見が、ないようでしたら協議に入らせていただきます。
また中間報告、文言を検討していく際におきましても、今回の報告等も参考にして、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
コーディネーターに関して何かご質問等・ご意見等ございませんでしょうか。
１度、この会議で文科省の説明を受けたときにコーディネーターが出てまいりましたが、そのあと具体的には検討しておりませんでした。
それでは中間報告のときに、また、コーディネーターについて、検討させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 協議

【坂下委員長】

それでは、本日の協議に移らせていただきます。
本日の協議は、今まで検討委員会で、皆様から出していただきました意見を中間報告案としてまとめさせていただきました。
それで、本日はこの中間報告案について、次の３点を中心に確認・協議を行います。

- ・追記が必要な内容（議論の中で抜けている視点等）
- ・省いた方がいい内容（個人的な意見で全体の確認が必要な件）
- ・表現の変更について（強調またはトーンダウンなども） 　　です。

この３点について、ご意見を頂きながら中間報告案を練っていきたいと思います。それではどうぞよろしくお願いいたします。
これまでの検討委員会で出てきた議論をまとめたものですので、皆様で確認をいただければと思います。
また、中間報告案の後ろにあります「参考資料」については、中間報告案の「実現に向けた具体的施策」と、その根拠となる「現状と課題」の対照表を事務局で作成していただいておりますので、どうぞ、参考にさせていただければと思います。
なお、この検討委員会終了後に、本日いただきました意見を含めて、修正を行い、遠藤教育長へ中間報告として提出させていただきます。
大変重要な会議になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、始めさせていただきます。資料３をご覧ください。私の方で読み上げながら、確認をさせていただきたいと思います。

熊本市立中学校における部活動改革について 中間報告（案）

～資料説明（省略）～

1. はじめに、2. 現状と課題 ここまでで、全体で確認が必要な内容、あるいは追記してほしい内容、及び表現の変更等ございませんでしょうか。

はい、またお気づきの点がありましたら、この会議の途中で、ご指摘いただければと思います。進ませさせていただきます。

続きまして、3. 改革の基本方針

～資料説明（省略）～

今回、基本方針の前に、新たに本市におきましては、学校部活動は継続させると記載させていただいております。これにつきまして、ご意見等はございませんでしょうか。

その部分も含めまして、他に全体で確認が必要な内容、あるいは、追記してほしい内容、表現の変更等ございませんでしょうか。

はい、お願いします。

【中川委員】

この基本方針のⅢで、「教職員や地域人材で指導を希望する者が指導する」というこれはもう当然、希望しない者はしないということなのですが、熊本県の委員会で行くと、希望する者で、例えば人権などの問題が出てきた中でのチェックについてはどう考えるかという意見が出てきた部分です。

もちろん、基本方針Ⅲの内容でいいと思うのですけれども、具体的になってくると、希望するだけで、資質のチェックは、どこかでしておいたほうがいいのかという意見が出たので、そこは少し考えていただいて、この文章を生かしていただければと思います。それは具体的に考えた時に考えるということだと思います。

【坂下委員長】

中川副委員長ありがとうございました。

今、大変重要なお意見をいただいております。前回の第6回の議事録等を読ませていただきました。スポーツ分科会のほうでは、やはり、誰でもというわけにはいかないだろうというようなご意見が出ていたということも、ご報告させていただきます。

チェックすることが大事ではないかというようなご意見が、前回あったこともご報告させていただきます。

具体的な方策のほうに、そのような文言が入ればというようなご意見として、承っておきたいと思います。ありがとうございます。

他の委員の皆様からお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

それでは、次に4番目の具体的な施策のところ、時間をかけたいと思っております。

今のような、追記してほしい内容、そして、先ほどコーディネーターというようなお話も出て来ております。今回、無い部分もありますので、よりよい中間報告になりますよう、ご意見・ご質問も含めて頂ければと思います。

それでは13ページをご覧ください。

次に、4つの基本方針をもとに、具体的な方策について、確認していきたいと思っております。

4. 実現に向けた具体的施策、これが4つに大きく分かれております。

一つ一つ、見ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 基本方針Ⅰ こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る

～資料説明（省略）～

このような施策を挙げております。

追記してほしい内容、確認が必要な内容、表現の変更等ございませんでしょうか。

先ほど、お話しいたしました参考資料等もご覧になっていただき、ここからは少し時間をかけて検討したいと思っております。

近くの方とご意見の交換をされても構いませんので、内容について見ていただければと思っております。

どうぞ、近くの方とも意見交換等をされてみてください。

【田中委員】

まず①の合同部活動等の新しい部活動の設置、②の学校のペアリングの条件を整理し、検証を行い、全市的に広げていくということで、是非ペアリングを進めていただきたいというところがあります。

例えば、熊本市が42校ありますから、単純に、2校ずつくっつけると21、先ほど申しましたペアリングをきちんとマッチさせるための事を誰がしていくのかということで、例えば校長先生同士がやらなければならないのか。教育委員会が仲介する、または何かしらのコーディネーターする役割の部分を担当していただけるのか。

ペアリングはできても、学校間、生徒間、また保護者・地域と、その学校間等を調整するのはなかなか難しいことじゃないかなと思います。

校長先生自体も、実際、二、三年ぐらいいらいらっしゃらないので、またそれを次の校長先生が継続していくとなると、これまでの流れだったり、その地域を知ってる方だったり、そういう人がまた新しい人になら変わると、そこが難しくなるのかなと思います。

ですから、この合同部活動や学校のペアリング、これまで出てきた拠点校ということになるとは思います。ここを実際にマッチさせるような、コーディネートする役割、また組織が必要になって、その人たちが整理をしていただければと思います。

以上です。

【坂下委員長】

はい、大変貴重なご意見ありがとうございました。

実際に、この施策を行うときに、最初に課題となるところをご指摘頂いたかと思えます。

関連したご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

【藤川委員】

基本方針Ⅰの⑤に関してですけれども、私がやってきた地域の活動からすると、大変、涙が出るほどありがたい文言だと感じています。

これがあつた場合、基本的な体制が整つた場合、公募していただければ、いろんな団体が

でき、地域でのサポートが広がっていく可能性が非常にあると思います。
コーディネーターの役割も、その部署に行けばこういうサポートがあり、相談できる場所があれば、また地域でもそういう活動する団体が増えるだろうという予想されます。
また、「地域主体の活動を行うこと」という文言がありますが、この地域主体という事について、例えば私が活動しているところでは、白山校区ではありますが、白山校区からは2名しかおらず、熊本市内のいろんな校区の子どもたちが30名ほど来ております。
その地域主体という地域というのは、熊本市というとらえ方でよろしかったのでしょうか。それとも、校区の地域というとらえ方でしょうか。その辺を教えていただければと思います。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。
田中委員のほうからは①、②に関したご意見、そして、藤川委員のほうからは、⑤に関するご意見とご質問いただいたということになります。
それでは質問が出ておりましたので、⑤の地域主体の地域、これはどのように考えているのか、事務局のほうからありましたらお願いいたします。

【松永課長】

教育改革推進課でございます。
表現をまとめさせていただく中で、検討委員会での議論を踏まえてこの表現にいたしておりますけれども、特段、地域主体の在り方について制限を設けるような議論はなかったかと思えます。
ですので、多様な在り方が考えられていいのではないかと、それぞれの地域の実情に即した在り方があってよいのではないかと思います。
その中で、例えば、通いやすさの部分からいきましたならば、ある程度中学校区とかいうのがポイントになるかもしれませんが、一方で、全市的に取り組まないとなかなか子どもたちが集まらないような活動もあるでしょうから、そういった意味では市全体が地域というような捉え方もありますので、この点につきましては、何らの制限があるということではなくて、実情に応じてということになるかと思えます。

【坂下委員長】

ありがとうございます。今のご説明でよろしいでしょうか。
色々、実情に応じて捉えていくという事になるかと思えます。ありがとうございます。
それでは、先ほど田中委員のほうからご質問がありました、ペアリングに関しまして、これも、前回の議事録読ませていただきましたが、距離とか、難しい部分もかなりあるのではないかというご意見が出ておまして、本当に、実現に移していくときには、色々な課題をクリアしていかないといけないなと読ませていただいているところですが、先ほどコーディネーターにつきまして、ペアリングも1つのコーディネーターの仕事として

挙げておられましたけれども、どうでしょうか。事務局のほうで何か現時点で結構ですので、コーディネーター、そういうペアリングに関するお考え等がありましたら、お願いいたします。

なかなか現場の校長先生も異動があったりとか、難しいのではないかとご指摘がありました。

はい、よろしくお願い致します。

【松永課長】

先ほどご説明をさせていただきました、資料2の中でも記載があったところでございますけれども、合同部活動、ペアリングを進めていくに当たりましては、様々な課題が出てくるかと思えます。

そういった中で、実際に中学校の校長先生の中でも、具体的に取り組んでみたいというような思いを持たれる学校がございます。そういった学校をモデル校として指定をしまして、取組を進めていく中で、課題の共有等を図りながら全市的に広げるといったやり方はあるのではないかと考えています。

さらに、コーディネーターということでございますが、国が地域移行に関するコーディネートについて想定しているのは、土日の地域移行に関するものがメインになっておりまして、本市でいきますと、本市独自のコーディネーターとしての在り方というのが必要になってくるかと思えますが、いずれにいたしましても先ほど田中委員からのご指摘もあったように、学校現場の努力だけに任せるというのはなかなか難しい部分があると思えますので、人材としてはコーディネーター確保というのは非常に重要な視点かと思っております。

その中で、コーディネーターに求める業務というのは、これも資料2のほうでご指摘をいただいておりますけれども、複数挙げていただいておりますが、こういったご指摘の業務に取り組むというのは、非常に有用ではないかということで事務局でも考えているところでございます。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

ペアリングは、いろいろな課題があるということで、まずはモデル事業を実施して、さらに課題を検証していくという方向性についてご説明がありました。

委員の皆様いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【西島委員】

まず④ですが、「楽しむ」ということがここに入ったことは非常にいいことだと思います。今まではどちらかというと、競技スポーツとか専門的なところでやっていたのが、やはり、いろんなスポーツを楽しむというような形で、競技スポーツを兼ねて運動を楽しむということは、非常にいいのかなと思っています。

それから、今ご意見があったところで少し分かりづらいのが、コーディネーターの役割が

何かというのと、もう一つが部活動指導員は今配置されているのですけれども、部活動指導員がどのくらいの仕事をやってるのか、何を求められてるのか。

それからもう一つは学校の外部コーチがいます。外部コーチについては、それぞれの競技自体をやっているのですごくそれは分かりやすかったのですけれども、部活動指導員、コーディネーター、この辺の役割分担がどうなのかと。

要するに、部活を支える外部としては、外部コーチがいて、そして部活動指導員がいて、全体的なコーディネートをするコーディネーターがいるという形になってるので、これを先ほどおっしゃるように、これを教員のほうに求めるというのは違うのかなと思います。特にコーディネートは、かなり難しいのかなと思っていますので、それだけの見識がある方をどのくらい配置できるのか。

例えば、それぞれに以前は市民センター、今では総合出張所といいますかね。そのような場所でいくと、ある程度地域または学校が近くにあるということで、その辺でどのくらいの配置をすとか。部活動指導員にはどんなのを求めるのかということで増員と書いてありますけども、これが1校に1人なのか、どうなのかというのを、その辺も含めてちょっと考える必要があるのかなと思います。

ここの基本方針というところではなくて、それ以外で実現させるためにはこういうものが必要というのを書く必要があるんじゃないかなと思います。

以上です。

【坂下委員長】

はい、ご意見をいただきましてありがとうございます。

最初に、西島委員のほうから出ました、「楽しむ」ということですね。スポーツは楽しむもの、楽しみたいというこどもたちのアンケートにもありました。そういうニーズも含めて、もともとスポーツの基本である、そういう言葉が入ったというところを評価していただいたということで、ご意見をいただきました。

さらに、幾つかの役割、部活動指導員の増員という言葉が出てまいります。そちらで確認したほうがいいのかとも思います。

基本方針の中で、部活動指導員そして人材バンク、あるいは、新たに出てきましたコーディネーター、その辺りの整理をしっかりとしないと、実現がスムーズにいかないのではないかというのも、今のお話聞きながら感じたところでもあります。

今のお話も受けまして、基本方針Ⅲのほうで具体的なコーディネーター、そして、部活動指導員についての意見の共有というものを図っていただけたらなと思っておりますが、西島委員、それでよろしいでしょうか。

基本方針Ⅰのほうは、充実を図るということで挙げております。

基本方針Ⅲでもう少し共有が出来ればなと思っております。部活動指導員につきましても、検討させていただければと思っております。

それでは、基本方針Ⅰのところ、いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

【中川委員】

⑤のところですが、「部活動に代わって地域主体の活動を行うことを希望する」と、これでいいと思うのですが、もう少し詳しく書けば、「学校部活動の目的を踏まえた」地域主体の活動を行うというふうに入れておいた方が、いろんな民間団体も含めて、営利主義的にやる団体もないことはないと思うので、学校の部活動は教育的な意義・目的を踏まえて活動する団体と規定しておいたほうが、チェックをする意味でも良いのかなと思いますので、そこをちょっと加えていただけないかなと思います。

【坂下委員長】

はい、ご意見ありがとうございます。

希望する団体ということも、学校部活動の目的・意義を踏まえた、というような追記いかがでしょうか。

この教育的意義に賛同していただく団体ということですね。

【富田委員】

⑤の「学校部活動に代わって」という表現が気になるころがあって、学校部活動の改革検討委員会ですので、学校部活動に代わって地域主体の活動ということ自体、そういう文言があることは、この時点で学校部活動から切り離されていると捉えたほうがいいのか。

【田中委員】

合わせて、「学校部活動に代わって、希望する団体があった場合は、支援協力体制を構築する」という、ここが今おっしゃったように分からないところで、例えば、学校では出来ないから、教育委員会が委嘱しました。委嘱したものであれば、これは学校教育のものになるのか、それとも、今おっしゃられたように切り離すのか、性質が変わってしまうと思います。

【坂下委員長】

ご指摘いただきましてありがとうございます。

この文は読み方によって、色々、今のようなご質問が出る部分ではなかったかと思えます。

すいません、事務局のほうから補足ありましたらお願いいたします。

よろしく申し上げます。

【松永課長】

まず、この具体的施策につきましては、基本的には学校部活動の充実といいますか、課題解決・課題整理を行うために具体的施策を挙げておりますけれども、この(1)⑤につきましては、学校部活動に代わってということをごさいます、いわゆる学校部活動から離れて地域でやりたいというような希望があった場合も、例えば先ほど副委員長からもご指摘があったとおり、部活動の教育的意義を踏まえた活動を行う団体については、連携協力し

てやっていく余地があるのではないかとということで記載をしております。

実際、他都市におきましては、地域が主体の団体を設置する中で、生涯スポーツというような形で業務として行っているなど、そういった実例もありますし、業務委託として請け負っているというような実例もございますので、ここは他都市の例を見ますと、多様な在り方があるのではないかとということで、こういった表現にしているところでございます。またこの⑤を作成にするに当たりましては、これまでの検討委員会での委員からのご意見もあったところでございまして、その中でも、特段この表現について制限を設けるようなご意見というのはなかったかなと思っているところでございます。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。今ご説明をいただきました。

「代わって」ということで、学校から離れるという、先ほど田中委員のご質問に、公的な事と離れるというようなことという事ですけれども、皆様からご意見いただければ、と思います。よろしいでしょうか。

お願いいたします。

【藤川委員】

自分の経験から致しますと、外部の団体というのは、先ほど中川委員がおっしゃったように、基本的に学校に協力できる、学校の教育を尊重して協力ができるような内容を指導していく団体ということで、先ほど目的を踏まえておっしゃったことは、非常に重要だと思います。

営利に走らない、どうかすると、それを利用して自分の教室等に引き入れていくとか、そういう方向もあるかと思っておりますので、そこら辺の規定が先ほどコーディネーターの期待するコーディネート内容に色々ありましたけれども、そういう機関がコントロールしていくという、選定して認められた中でやっていけるという事がいいのではないかと思います。また、任意団体としても、大事なことを預かるわけですから、初めに傷害保険等はかけて、参加していただくみたいなことですけれども、その保険に関してはどのようにしていくか、また考えなければならないかなと思います。

自分としては、学校の外にあり、何かありましたら学校といつでも連携出来るような体制づくりを目指しており、校長先生からこの地域の催しに出てもらえますか、自分のところが音楽クラブがないので、グループでその地域の代表として出てもらえますか、といったことが実際にあり、外側からの部活動のサポートをおこなっていることが、経験としてありますので、そのような捉え方かなと思います。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

ご自身のご経験を踏まえて、今、ご説明またご意見等述べて頂いたと思っております。

はい、お願いいたします。

【坂本委員】

⑤の表現は非常に良い文章だなと思って見えています。

それと、全体の感想からいくと、まず、本市の学校部活動は今後も継続させるということでスタートしているので、我々の議論をちゃんと踏まえて中間報告してあるなという感じがしています。

最初スタートしたとき、どうやって部活動を地域に移行させるかという議論になるのではないかなと思っていたところ、今後も継続させるということでスタートして、その中で今具体的な方針を表現させていっています。

表現の部分で、ちょっと問題が出てきているので改善しなければならないと思いますが、⑤については、多分、今後も継続させると言いながら、いろんな問題を含んでいるのが間違いなくて、地域でどうやって支えていくかという問題があって、今はその状況を見通せない状況なので、継続させるという書き方をしています。

ということからすると、学校部活動に代わってやろうとする主体というのは、育てていくべきだし、そこと協力して同じような考え方で支援・協力していく、一緒になってやっていくという、この活動があってこそ、今後につながるのではないかなと思うので、⑤というのは、よく表現されているなと思うのですが、ただ「地域主体の活動を行うことを希望する団体」という、その表現が非常に何かまどろっこしくて分かりづらいなという、学校とは違う団体がする場合、民間がする場合という感じなんだと思うのです。

そこに、学校教育の本旨を分かってやるとかいう、そういう条件を加えていく必要があるのだらうと思いますが、ただ今のところその表現が、「地域主体の活動を行うことを希望する団体」というところが、すっと入ってくる表現ではないとは思いますが、⑤としては必要な文章だらうなと思います。

それと、先ほど②のところ、学校のペアリングをどうするかということで、誰がコーディネートするのかなど、色々な問題出ましたけど、ここでペアリングの条件を整理するというのを表現で書いてありますけど、条件を整理するというよりはどうやってやるかを整理するということの問題意識が提示されたと思うので、多分そういうことのほうが、まずは書いとくべきかなという気はします。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

⑤につきまして、事務局のほうからも生涯スポーツを視野に入れたというようなご意見ありましたけれども、坂本委員のほうからも、将来に向けて、こういう書き方はよいのではないかというご意見いただいたところです。

地域主体の活動、ここが分かりづらいというような部分ありますが、いかがでしょうか。

色々な活動団体があるのかなというところもありますけれども、よりよい表現がありましたら、またお願いできればと思います。

⑤に関しては、肯定的なご意見をいただいております。

そして②に関しまして、ペアリングの条件という言葉ですかね。

はい、お願いいたします。

【富田委員】

②に関して、「合同部活動等の設置においては、各学校の状況に合わせて」という表現があります。「各学校の状況」ということは学校規模ということなのか、それともその学校の種目を希望する人数の状況ということなのか、それによっては、継続的に何年間はこの学校とこの学校はペアリングです、という形の条件が色々変わってくると思うのです。

今までの状況を見てると、年度によって部員数は多かったりする。生徒数は同じでも、この部は参加が多かった、この部は少ないから合同部活動でいかなきゃいけないとか、あるいはレンタルをしなきゃいけないとかという状況もありますので、年々変わっていく状況があると思うのです。そのような状況を考えると、年度別にペアリングを変えるということなのか、ある程度の期間は、そのペアリングでいくということなのかということも含めて気になってるところがありますので、お聞かせ願いたいと思います。

【坂下委員長】

はい、②のペアリングにつきまして、学校の規模なのか種目なのか、前は距離というようなことも出ておりましたが、なかなか難しいことが多々あるなど、今ご質問を聞きながら思ったところですが、この条件につきまして事務局のほうで、今の時点で考えていらっしゃるがありましたら、ご説明いただければと思います。

はい、お願いします。

【松永課長】

ご指摘の合同部活動の条件のところでございますが、様々な要素があると思います。ご指摘のとおりまずは学校規模です。人数の問題、またその学校の中にある部活動の参加者数、例えばバレーは非常に多い、一方で、野球が非常に少ないということであれば、そういった各部活動のそれぞれの数、さらに委員長がご指摘になられたように各学校間の距離。更には、地域の指導者が現に今いらっしゃるかどうか、様々な要素があろうかと思っておりますので、そういったものにつきまして、これも先ほどお話しさせていただいておりますとおり、モデル校で検証していく中で、課題整理を行ってみてはと思っているところでございます。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

今のような状況と言うと、まだこれからの検証等で課題もまた出てくるのではないかなと思います。本当にこれから実現していく上においては、大きな課題になる部分かと思えます。

文言につきましては、いかがでしょうか。状況とか条件の整理とか、その中身は今のよう、多岐にわたるといことになりますけれども、まだ、これからの検証も必要になってくる状況でございます。

はい、お願いいたします。

【平江委員】

③ですが、「中学校総合体育大会やコンクール等への参加規程の見直しの要請を行う」とあるのですが、場合によっては、全国につながるような大会もあつたりするのです。全国の規程と県の規程がずれたりするようなこともないのかなと思って、質問しますが、いかがでしょうか。

【指導課 清水教育審議員】

参加規程に関しましては、部活動ということで、中体連を主体的に考えてるところがあります。

競技団体の大会には、いろいろな要項がありますので、単独校とするというような規程がなかったり、クラブで参加を出来たりというような規程がございますので、その参加規程の見直し、もし部活動していく上で、大会に参加したいとか、コンクールに参加したいという要望が恐らく出てくると思いますので、そこがクリアできるように、ルールの設定が出来ればと思っております。

以上です。

【平江委員】

これからだと思うのですが、実は、私は高校のコーラスで関わったのですが、コーラスもなかなか人数が少なくて集まりにくい状況があるのです。それで、大勢いる学校がやっぱり有利です。それに対抗するため、ちょっと前ですけど、五つの合同チームが出たのです。そしたら、合同チームが勝ちちゃったのです。

それに対して、今度は合同が組めない学校から文句が出たのです。そういう現実が、今後起こってこないかなと思って危惧して話をしました。考え方なのだと思うのですが。

中学校もスポーツも含めてですけど、1校で組めない学校はいっぱい出てくると思うのですが、今度は、あんまり集まり過ぎると、またやりにくくなったり、その付近の調整が案外難しくなるかなという思いで発言しました。

以上です。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。これも前回の議事録を読んでおりましたら、そういう大会に向けての考え方と、普段の練習の考え方、そういうところについてもご意見があったように思います。

今、頂いたような今後危惧されるようなところも踏まえながら、色々考えていかなければと思っております。ありがとうございます。

それでは、(1)につきましても、文言で不明瞭な部分も入っておりますが、ここで修正・追加したいのは⑤につきましても、希望する団体の前に、「学校部活動の意義・目的を踏まえた」というような言葉を追記させていただければと思っております。

大変たくさんのご意見をいただきましてありがとうございます。

次の基本方針Ⅲとかに関わってくる重要なご意見を頂いたと思っております。

それでは、時間もございますので、進めさせていただきます。

次は、基本方針のⅡを読ませていただきます。

(2) 基本方針Ⅱ 学校部活動の教育的意義や役割を保持する

～資料説明（省略）～

3つの項目にまとめて頂いております。ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。全体で確認が必要な内容、あるいは追記してほしい内容、及び表現の変更等、ご意見頂ければと思います。はい、お願いいたします。

【坂本委員】

今日の新聞で、高校総体で金メダルとったというのが載ってて、嬉しいなと思ってしまったのです。多分熊本県勢が勝ったりすると喜んだりしてまして、勝利至上主義というのを、どう定義するかというのを明確にしておかないと、みんな勝ったほうが嬉しいし、金賞をとったほうが嬉しいんだろうと思って、それを目標にして頑張るというのは、当然の活動だろうと思うので、それがいけないという事ではなくて、勝利至上主義というのはいちよっとならば明確に定義して、こういうことが駄目なのですよということを言うておかないと頑張る気力がわかないような気がします。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。勝利至上主義につきまして定義が必要ではないか、というご意見いただきました。

はい、お願いいたします。

【藤川委員】

その前の「指導者が誰であろうと」という言葉ですけれども、これが必要なかどうか、考えたらと思います。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。①勝利至上主義の前の「指導者が誰であろうと」、必要かどうかという事ですけれどもいかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

【稲田委員】

今、委員長がこれを読まれたときに、その言葉の「指導者が誰であろうと」という言葉、文言にはちょっとあれって引っかかりました。

結局、指導者は学校の教員であろうと、地域の人であろうと、希望した方であれば、全員指導者です。だから、そこは、「誰であろうと」というのは少し引っかかるころではありません。

【坂下委員長】

はい。ご意見ありがとうございます。

今お2人の委員の方から、引っかかるというような意見です。無くてもよろしいでしょうか。「指導者は誰であろうと」という部分、特に必要だと思われる委員の方いらっしゃいますでしょうか。

はい、お願いいたします。

【中川委員】

やはり指導者が勝ったときに、共通のという意味の言葉だろうと思うのです。だから、それが引っかかるのであれば「全ての指導者は」と、先ほど勝利至上主義だけという部分を少し和らげたほうがいいのかと思います。

あと「勝利至上主義」という先ほどの意見があるのですが、現実的には非常にそれが強いのですが、ただここだけに押し込めないでという意味にすれば、もう少しやわらかくなるかなと思います。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

今ご提案いただいたのは、「全ての指導者は」というような言葉に変えるというのはいかがでしょうか。どんな指導者でもという、立場がいろいろ変わってもという所です。

もう1点、スポーツには勝負がつきものであるというところを踏まえて、何か良い言葉、どうでしょうか。

坂本委員いかがでしょうか。

【坂本委員】

勝利至上主義というのが、何なのかを明確にしたほうが良いと思います。みんな勝つのは良いことだと思ってるのですが、至上主義というのはそのために何かを犠牲にするとかいう事まで容認するという意味のように思いますので、それは、多分駄目なんだと思います。勝利のためならば、パワハラだとか容認するとかいうようなニュアンスがあるので、ただ、今回の男子バレーのスターが「やっぱり1番大事なのは根性だ」とか言ってましたけど、今の指導の中では、そういうのもありな訳です。それを否定することなのか、その勝利至上主義は駄目と言ったときに、みんな受け取り方が違うと思うので、そこは一つの明確な具体的な基準のほうが良いような気がしました。

【吉田委員】

私もこの「指導者が誰であろうと」という部分は要らないと思います。

もう一つ気がかりなのは、その勝利至上主義を志向するのは指導者だけではなくて、実は指導者に働きかける保護者もおられると思います。そういう親たちにも向けたメッセージとして、指導者に限らないで、ここは勝利至上主義が全てではないのだということを学校教育の部活動の意義として、やはりメッセージとしてあげたほうが良いかなと思います。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

勝利至上主義に走るのは、指導者のみならず、周りの保護者であったり、子どもたちも、勢いに乗ってというような部分もあるのかなというような、今のご意見で、指導者に限らないほうがいいのではないかとこのところを踏まえますと、「指導者」は抜いたほうが良いのかなというご意見です。はい、お願いいたします。

【富田委員】

学校である部活動、スポーツは、勝ち負けを楽しむ運動です。

勝ち負けが必ずあるのがスポーツですので、もちろん、体力づくりとか仲間づくりとか、ルールを守り、それに付随して身につけていくものだとは思いますが、基本的にはスポーツというのは勝ち負けを楽しむ運動ですから、散歩とかなんとか違うところがあって、やっぱり勝つためにいろんな努力をし、工夫をし、指導者は工夫をし、子どもたちも努力をし、それが過度になってはいけないということで、例えば学校部活動だと指針が出ています。指針を破って練習をすとか、あるいは練習時間がオーバーすとか、あるいは指導者が求める水準が高過ぎるとかというところが問題だろうと思うので、勝つために努力するという事は決して悪いことではないと思うのです。

だから、そこをどう表現したらいいのかなと考えているのですが、なかなかいい言葉が浮かばないのが現実で、何かいい方法ないですか。

学校教育ですから、指導者は学校長が指導者と認めた人しかなれないという状況もあるので、「指導者が誰であろうと」という言葉について、私も違和感を感じましたが、ただ勝利至上主義、勝利だけをというのも気になるころではあるのですが、スポーツは勝つために工夫するのが練習だよなと思うところもありますので、そこをうまく表現できる言葉というのがあればいいなと思っています。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

今、富田委員のほうから出ましたように、もちろんスポーツには、勝つおもしろさ、それに向かって、いろいろ努力したり工夫したり考えたりという、そういう中で子どもたちが経験できるという部分があるかと思います。

ただ勝つためには何をしてもいいかとなりますと、それはまた別でありまして、先ほどありました子どもの人権とか、そういうようなところは大事にしなきゃいけないということで、この勝利至上主義の前に何かあるといいというようなご意見です。

【中川委員】

私としての勝利至上主義というのは、先ほど言ったような過度な部分だと思うのですが、確かにそれが共通化してるかと言われると、なかなか共通化してない部分もあるのかなと思う。ただ、ここにそれをずっと説明すると非常に長くなるので、注意書きなりして、最後のほうでも、どこか後ろでも横でもいいのですが、こういう内容だという先ほど言

われた部分を、ここに入れていただくと良いのかなと思います。

勝利至上主義は、こういう意味で使ってるというところを、ただし書きにさせていただくと、多分これ説明すると、かなり長くなってくるし、それでもいいと言われたらそうですけども、この部分で言うと、それでもなかなか説明がつかない部分もあるので、ただし書きとして、なかなか私もこの言葉に代わるものというのがなかなか探し切れないので先ほど言われた内容に訂正していくといいのではないかと思います。

【坂本委員】

共通認識を持てばいいと思っていて、別にここに書く必要もなく、勝利至上主義というのはこういう部分がやっぱり駄目だよねというのを認識しておくという事で、先ほど良い表現があって、スポーツは勝ち負けを楽しむとおっしゃったのです。

負けを楽しむというか、負けのところから学習する、学ぶということも多分あるというのがスポーツだと思っていて、そういう意味からすると、絶対勝つんだとか、勝つためには何もしてもいいんだとかいうことにならないような、教育としてのスポーツとか言うのを明確にしておいて、そのことは指導者だけじゃなくて、当然、我々も期待してしまう部分が、特に保護者の方とか、勝ってほしいとか思っている。その部分については、みんなで共通認識を持っていたほうがいいなと思います。

だから、一言で、みんながばらばらに勝利至上主義というのを認識するのではなく、この委員会としては、一つの認識を持っていたほうがいいなと思いました。

【藤川委員】

皆さんのご意見を聞いて、それぞれがごもっともだなと思いました。

もう1回この部分を最初から読み直すと、「教育的意義を踏まえ」という言葉がありますので、「教育的意義を踏まえ勝利至上主義のみにつながらないように明確化する」、これが私は1番すっきりしていいのではないかというふうに考えます。

【田中委員】

今おっしゃっていた、勝ったり負けたりして子どもたちが得るものというのが、熊本市の運動部活動の指針に、今まさに言われたことが入っているのです。

なので、例えば、「全ての指導者は熊本市の部活動指針に従い、勝利至上主義につながらない」ということではどうですか。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

熊本市の部活動指針にそのような言葉が入ってるという、今情報をいただいたところですが、指導方針については、「教育的意義を踏まえ、熊本市部活動指針にのっとり、勝利至上主義のみにつながらないよう明確化する」今のご意見いかがでしょうか。

【中川委員】

あまり、他の事に規定してある文言を使わないほうがいいのではないか。これを中間報告で市民にいくときに、その拠り所を見るというのは、なかなかそこまで掘り下げていく人はいないので、この文章で分かるということが非常に大事なことで、中間報告としてはそういう意味があるのではないかなと思います。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。それでは、ちょっと時間も押してまいりましたので、今回、中間報告案としましては、指導方針については、「教育的にも意義を踏まえ、指導者」のところを省きまして、「教育的意義を踏まえ、勝利至上主義のみにつながらないよう明確化する」と、今回はさせていただきたいというふうに思っております。

【坂本委員】

「のみ」は要らないと思います。

「勝利至上主義につながらない」でいいと思ってまして、それは今議論されたような中身だとみんなが認識すればいいのではないかなと思います。

のみに繋がらないという事です。「のみ」は要らないような気がします。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

おっしゃりたいこと、分かりました。

「のみ」もちょっと省かせていただきまして、中間報告案ですので、また検討していただきますが、今回「のみ」も外させていただきたいと思います。

それでは、基本方針Ⅲは内容が多いので、こちらに対して検討させていただきます。

(3) 基本方針Ⅲ 教職員や地域人材で指導を希望する者が指導する。

～資料説明（省略）～

9項目上がっております。先ほどから、関連する質問は出てきておりますけれども、これに関しまして、確認が必要な内容、あるいは追記してほしい内容、表現の変更等、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田委員】

表題の基本方針Ⅲの部分ですけれども、「教職員や地域人材で指導し、希望する者が指導する」というフレーズなのですが、①から⑨まで見ると、ただ①の部分だけに関連するものではないかと思いました。要するに、現状として中学校の教職員の6割程度は部活動への指導を希望していない、全く経験がないものであるとか、あるいは、時間的に負担がかかるというような、いろんな面で負担がかかるというところで、強制はさせないと現職の教職員に対して部活動の顧問への強制はしない、任意ですというところに主眼があるのだらうと思うのですが、そのほかの項目についての①の部分だけに関わっている。ちょっと狭過ぎるのではないか。

つまり基本方針Ⅲのところも、教職員等で指導を希望する者が指導するという、このフレ

ーズでは、余りにも狭過ぎないかという印象を持ったのですが、いかがでしょうか。

【坂下委員長】

希望する者が指導する。教職員に関しましては希望者ということで、①は関わっておりますけれども、それ以外の部分に関して、基本方針のフレーズが狭いのではないかというご意見でございます。

【吉田委員】

あまり上手な表現出てこないのですけれども、例えば「指導者の確保等を含む運営体制の充実を図る」とか、それぐらいのもう少し広い形で①から⑨までを包摂するようなそういう文言がふさわしいのではないかなど、素朴に思います。

別にこれを表現にこだわるのではないのですが、この基本方針の柱書きの部分だけはちょっと狭過ぎるのではないかと思います。

【坂下委員長】

「指導者の確保等を含む運営体制の充実を図る」というような、これですと全ての項目に対し、包括するような内容になるかと思っておりますけれども、基本方針が大事な部分ですので、ここ変更させていただきたいと思っておりますが、ご意見よろしいでしょうか。

そのように少し広い方針としての、「指導者の確保等を含む運営体制の充実を図る」というような表記にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは具体的な内容に関しまして、先ほどのコーディネーター等を盛り込むというようなところはいかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

【首藤委員】

コーディネーターについては、資料の1と2の研修・意見交換会のほうでもその重要性が分かりましたし、必要な役職というのも認識はあるのですが、ただ、この委員会の中で議論がそんなに無い中ではあるのですが、入れることが出来ないのかというところが、文章として文言として何かそういうフレーズに代わるもの、コーディネーターのようなものがあると、これを読んだ先生方とかが、少し希望を持って意欲的に参加していただけるような受け取り方をしてもらえないのではないかなと思いました。

ただやっぱり議論の中身でいえば、まだかっちりと言葉として文章として入れられる状況には無いというのは十分認識はしていますが、何か検討できればなと思っています。

あと、意見交換会のところで、先生方からコーディネーターとかコーディネートという言葉が出てるのですが、それはもう人材という意味で出てると思うのですが、それは組織として求められてると思ったほうがいいのですか。

組織で対応しないと多分難しいと思うので、そういう組織を先生方が求めてると認識していいのですか。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。コーディネーターの重要性ですね。認識しながらも、今ここで、検討会ではまだ十分にされていないという部分、ご指摘いただけてるとおりでございます。今のご質問に対して、田中委員いかがですか。

【田中委員】

先ほども、コーディネートのお話をした時に、組織としてぜひコーディネーターを配置してほしいというところを申し上げたと思いますので、今おっしゃられてるようなことを自分も考えておりました。

例えば③なのですが、人材バンクでいろんな方が指導できる人として、それを、例えば、今どの学校がこういう人を必要としているのかを調査したり、それを調整・連携したり、整理してまた、学校に提示したり、そういう事を、コーディネーターがいないと誰が一体やるのかなと考えました。

ですので、先ほどコーディネーターという言葉、このどこかに入れていただいて、その役割も検討していただければと思っています。

以上です。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

やはり組織として動ける体制としてのコーディネーターが必要というようなご意見かと思えます。

そして③の人材バンクの活動とも関連するというご指摘です。

委員の皆様いかがでしょうか。

はい、お願いします。

【千田委員】

資料2にもありました通り、指導者を必要とする部活動の調査結果、210人ぐらい先生方が指導者を求めている。そのためにも人材バンクが必要だと思います。マンパワーが必要。

今コーディネーターの話も出てますけれども、市長事務部局と連携し設置するとなってますけれども、具体的に人材バンクとかを運営していく、調整していく、あるいはコーディネートしていく人達は、具体的にどこに設置して、そこにもマンパワーいると思うのです。

いろんな部活動のことを知っている方々が携わって振り分けていく。

そこはもうちょっと明記しといた方がいいのではないかと思います。

例えば、教育委員会なのですか、そこら辺がまだ見えてないのです。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

③で人材バンクを設置するとは書いてありますけれども、もう少し具体的にどこに設置す

るのか。

そこまで、やはり書いておくべきではないかというご意見。

今、学校部活動に関わる内容ですので、教育委員会という言葉が出ておりますけれども、教育委員会内部にというようなことはいかがでしょうか。明記してもよろしいでしょうか。

【藤川委員】

コーディネーターに関しては、まだ今から話し合っていかなければならないことがたくさんあるだろうと思います。今の段階での中間報告で入れるとすれば、進行形で検討するみたいな書き方しかないのではないかと思います。

あるとすれば、④の「人材バンクにおいて、指導者の登録、派遣、指導料の支払いだけでなく、指導者への研修の実施、地域や大学、企業等と連携する機能を付加するためのコーディネーター設置を検討する」とか、何かそのような文言の中にコーディネーターの役割が必要であるみたいなことを入れるほうがいいのではないかと思います。

設置を検討するとか、前向きに考えているみたいな文言とかはどうでしょうか。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

今、少し2点ほどですね、表現の付加のご意見が出ております。

1点目は、③のところ、市長事務部局と連携し、出来ましたら教育委員会、まずは、そちらのほうに人材バンクを設置する。

そして、④のところに、コーディネーターの配置を検討するという文言を付加するという言葉が出ております。

コーディネーターの仕事は、先ほどのように多岐にわたりますので、特に、④というような案が出ておりますけれども、これからの残りの会議で検討するという書き方になるのかなと思いますが、必要であるということで記載はさせていただきたいというようなことになるかと思えます。

【西島委員】

先程、基本方針Ⅰのところでも少しお話しさせていただいたんですけども、一つは、外部コーチが今100名ほどいらっちゃって、技術の指導を先生と一緒にやっていただいているという方がいらっしゃいます。

また、部活動指導員ということで、今モデル的に8人いらっしゃる。

ただこの部活動指導員の仕事というのがなかなか分かりづらいというのがあります。

スポーツ庁から出ている資料には、

- ・部活動指導員の仕事は生徒の部活動を技術面・精神面から支援すること。
- ・普段から生徒の様子を気にかけて、顧問や保護者と密にコミュニケーションをとること。
- ・生徒が安全に活動できるように事故を防止し、無理ない行動計画を立てること。

と書いてあります。

ということは部活動にそれぞれ先生や外部指導者がいらっちゃって、全体的に、その学

校の中で、皆さん方のこどもとか、先生方も含めてなのですけども、そういう形の悩みとか相談を受けるということが必要になるので、この趣旨からすると、まずは学校に1人ずつは絶対必要だと思うのです。

それともう一つは、先程から出てらっしゃるような、複数の学校とやるとか、それ以外に今度は指導員の話聞きながら、どうやってうまく部活動を行っていくかというコーディネーターというような仕組みという、この3層でやらないとなかなかその辺はうまくいかないんだろうと思っています。

その辺が、学校の先生たちもいろんな保護者からの悩みとか、指導するだけではなくて、そういうところは非常に大きなところがあるので、やはりそこに相談するコーディネーター、それは部活動指導員、この辺もやはり必要ではないかと思っておりますので、その辺のところも少し書き込む必要はあると思っています。書かれていることは書かれているのですけども、そんな形の体系的なことを作っておくと、指導者のほうも、ある程度安心して指導できるのではないかと思っております。以上です。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

今ご指摘いただいた部活動指導員、そして外部指導者、そういう役割の整理が今後必要になってくるかと思っております。残りの答申を出すまでには、そこはやっていかなければいけないと思っております。

今回中間報告ということで、今回の案に対して文言のところをお願いしたいと思います。

今、出されたところは、これからの何回か会議がありますので、そこで検討させていただければと思っております。あと、さらにはコーディネーターの仕事です。

コーディネーターの配置を検討するというような文言について、田中先生いかがでしょうか。

【田中委員】

性質的なものから言うと、例えば⑨の学校の実情やペアリングでのマッチさせるものだったり、その調整が今学校としては、コーディネートしてほしいところです。

ですから、人材バンクで指導者を集めるところは別でしていただきながら、学校間の調整だったり、どこに配置されるか分かりませんが、コーディネーターを組織として設置していただけるのであれば、そこと人材バンクとの調整・整理だったり、そっちのほうがいいのかなとすると、⑨や⑤に入れていただいたほうが、現実的なのかなと思います。

【藤川委員】

ペアリングに関しては、学校間のことなのですけども、この基本方針Ⅰの⑤に関わることで、コーディネーターというのは非常に大事な役割がされてくるだろうと思っておりますので、狭い範囲のコーディネーターではなく、少し広く、学校外の民間の活動での相談もできるようなものがあればいいなというふうに私自身は考えていますので、もう少し議論が必要ではないかと思っております。

コーディネーターの範囲、こちらはまだよくコーディネーターについての議論がなされていない状況なので、今狭めてこれに書くことが難しいのではないかと思いますので、もう少し議論の後に、はっきりしたことが言えるのではないかと思います。

【坂下委員長】

コーディネーターにつきまして十分に議論されてるとは言えない状況でありますので、今回入れることに関していかがでしょうか。今は、難しいのではないか、今後にしたほうがいいのかという意見がありました。

コーディネーターについては一旦置きまして、まだちょっとご意見いただいてない委員の皆様にも、一言、全体に関してでも構いません。

【平江委員】

私は高校に勤務していたのですが、事件があったときに、外部から来られて、週3日ぐらい学校に滞在して、学校の子どもに対応された方達がおられたような記憶があります。

今度の部活動に関してですけれど、外部と中学校の橋渡し、同じような話なんだと思うのですけれど、市内の中学校42校に全部配置できるかはわかりませんが、学校の現状も踏まえて、外部と連絡とれるような方を配置していただいて、学校の現状を把握していただいて、外部の方と連携するような、そういう組織的なやつは出来ませんか。

ちょっと思いつきで悪いですけど。

やっぱり現状を知ってもらわないと、外部の方も入りにくいだろうし、学校のほうにしても、こういうのが現状ですというようなことを伝えないと、なかなか連携が出来ないと思うんです。だから、そういう連携の仕方ができれば一番うまくいかないかなと思ったのですが、以上です。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

今のご意見、田中委員はいかがでしょう。

【田中委員】

本当におっしゃるとおり、今の話が具体的になると、学校現場は相当先生方も、色々なことが相談出来ますし、また学校で対応出来ないところも、そこに対応していただくだけでも、学校の働き方などもかなり軽減してくると思います。

【大賀委員】

大賀です。

色んな皆様のご意見聞いてて納得することばかりで、中間報告を読ませていただきました。(3)の基本方針Ⅲで、報告する文章の中なのですが、「教職員や地域人材で指導を希望する者が指導する」という、下線が引いてある題名の次の①「希望する教職員のみが指導できる」というところに、希望しない方でも進められて、どう？と言われる方もいるので

はないかと思うので、ここ少しやわらかく希望する職員のみというのを、のみではなくて少しぼかしていただければと思います。やってみようかな、でも私で出来るのかなと思っている若手の教員がいると思います。それが上の先輩たちに進められて、何かやってみようと思うのだったらどう？と、進められるような門が開くのではないかと思いますので、一つだけ発言をさせていただきます。以上です。

【清田委員】

保護者としては、部活動が継続されるということは非常に喜ばしいことなのですが、今回の資料などを拝見していて、保護者、私たち自身が部活動の教育的意義を把握出来ていない。

先生たちに対して、理不尽なことを言う保護者の方達もいらっしゃるようなので、その辺の意義をもう少し保護者自身が認識しなきゃいけないのと、その辺を認識できるような仕組みが出来ていない。

先生たちから、多分部活動のこういうふうになってるのですというのなかなか言いにくい部分もあるのではないかなと思うので、その辺をどうやっていくのか、私たちPTAでの活動を通してやっていくのか。そのコーディネーターの話が出てましたので、その方が間に入りお話をしてもらおうのか、この辺が必要かなと感じました。

以上です。

【月足委員】

私も先ほど坂本委員がおっしゃったように、今回この会議に出るに当たって、地域移行するための話合いなのかなと思って、ちょっと参加を重ねてる部分があったので、今回中間報告の方針できちんと学校部活動は今後も継続されるという言葉があったので、大変うれしいなと思いました。

保護者としては、こどもたちが、安心安全な場所で、運動が放課後に行われるというのが、とても助かっておりますので、その中で、後輩との関わりだったり、勝敗を通して、自分の成長だったり、次頑張ろうと思ったり、すごくプラスになる面が多いので、これを中間報告で、皆さんの意見でいい方向に向かっているというのが、とてもうれしいなと思います。以上です。

【坂下委員長】

貴重なご意見ありがとうございます。

基本方針Ⅲに関しては、最初のタイトルといいますかそこを変更させていただきます。

あと、コーディネーターにつきましては、時間が足りませんので、事務局と検討させていただければと思っております。

今日は、委員の皆様を確認していただかないといけませんので、(4)に進ませさせていただきます。

(4) 基本方針Ⅳ 教職員や地域人材で指導を行う者に適正な対価を支払う

～資料説明(省略)～

この5項目の内容につきまして、全体で確認が必要な内容、あるいは追記してほしい内容及び表現の変更等、ご意見をお願いいたします。

【坂本委員】

(3) で、吉田委員が言われたのと全く同じ構造に (4) もなっているので、方針のところの表現をもっと包括的な表現に改めたほうがいいのではないかなと思います。案はありません。

【坂下委員長】

はい。もう少し包括的なというご意見いただきました。案がありましたらお願いしたいところですが、いかがでしょうか。今のご意見、あるいは、代案が何かございましたらお願いします。今回対価を支払うというところは大きな一つの基本方針にもなっているところです。

【坂本委員】

(3) のときのキーワードは運営体制をどう整えるかというのが方針のほうに包括的に来たわけですね。今度 (4) でのキーワードというのは、支払いと負担なのです。これに、部活動に係る経費の支払いと負担の適正化というのが、多分包括的なことなのですけど、それをうまく何か表現していただくといいなと思います。

【坂下委員長】

ありがとうございます。基本方針というのは「3. 改革の基本方針」にも関連してくるところなのですが、こちらの基本方針も変えるということで、よろしかったでしょうか。12ページのほうの基本方針として4つ挙げておきまして、それが13ページの方針として上がってるんですけども。(3) のところ、基本方針が少し広がりますけれどもいかがでしょうか。

【坂本委員】

(1)、(2) と、(3)、(4) の表現のレベル感が全然違うのです。なので、(3) は先ほど(1)(2)に合わせる方向で調整されたと思ったので、(4) もそうされたほうが良いと思いました。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。もう一度確認なのですが、12ページのほうの基本方針の文言も変わってくるということでよろしいですか。基本方針Ⅲを少し広めて、「指導者の確保等を含む運営体制の充実を図る」と、変更いたしました。Ⅳにつきまして、基本方針はとても大事なところなので、出来ましたらここで確

認をしていただきたいところがあるのです。

はい、お願いいたします。

【藤川委員】

基本方針Ⅳのタイトルは、先ほど坂本委員がおっしゃった適正化という言葉がいいんじゃないかと思います。

「指導を行うものに対価の適正化を図る」とかがいいのではないかと感じました。

【坂本委員】

受益者負担の話まで入っていますよね。

指導者への対価だけではなくて、いろいろ含めて言う方法はないかなと思ったのですが。

【坂下委員長】

委員の皆さんはいかがでしょうか。

何かいい文言が、ちょっと近くの方とお話ししていただいて。

事務局のほうから何か案とかはありますでしょうか。良い言葉といますか。少し広めるというか。お願いします。

【松永課長】

直ちに案というのは思いつかないところがございます、少しお時間をいただけたらと思いますけれども、先ほど、坂本委員がおっしゃった流れでいきますと、「指導者への対価の支払いと受益者負担の適正化」というようなイメージかなとは思いますが、いかがでしょうか。

【坂本委員】

受益者負担の適正化と言ってしまうと、今が何か間違っていて、それを適正にするみたいなイメージになるので、在り方の検討とかですかね。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

それでは、今は難しいかと思しますので少し検討させていただきます。

今、事務局と相談いたしまして、また委員の皆様に変更内容を送らせていただきます。

そして、変更内容を見ていただきまして、またご意見をいただければと思っております。

では、項目の表現につきましては、大丈夫でしょうか。

はい、お願いします。

【田中委員】

④⑤ですが、先ほど基本方針の部分でも触れられましたが、受益者負担というのが前提にあるというのは、どうなのかなと思います。

公費負担というのをまずは進めていただく。基本方針に受益者負担をというのも出してしまおうと、もうそれが当たり前というか、それありきで進んでいくようなところに思っています。

ですので、そこも含めたところで今1度お考えいただければと思います。以上です。

【千田委員】

今日の3点、追記、表現の変更、省くには入らないんですけども、③についてです。

「他の政令指定都市の状況や最低賃金の動向等を注視しながら、役割に応じた適正な額を設定する」と。前回の会議で資料が出て、そこには、神戸が1億円、大阪市が8億円、熊本市は1000万円ということで、いきなり一気に上げてもらうことはなかなか難しいと思いますので、予算を少しずつ拡充させていく取組をしていただけたらなど、要望です。

【坂本委員】

先ほど受益者負担の話が進み過ぎではないかという話があったと思います。

求める際にはというところまで、⑤まで書いてしまうと、かなり前提としたような話に見えてしまうので、⑤を書かないという手もあるのかなという気はします。

【富田委員】

質問になるのですが、私が現役の際は、部活動後援会というのがあって、そこで部費というもの、活動する内容によって部によって多少集める金額が違うのですが、そういうのがあって、それが受益者負担かなと思ってたのですが、ここに書いてある受益者負担というのは、部活動に加入する際全員が払わなきゃいけないという意味の受益者負担なのか、活動するに当たって必要な部分で、公的な予算で賄えない部分については受益者で負担してくださいという意味なのか。どちらの意味ですかね。

【坂下委員長】

事務局のほうから、よろしいでしょうか。

お願いします。

【松永課長】

富田委員がおっしゃられたとおり、現在におきましても実費相当の負担というのは受益者負担というような形で各ご家庭がご負担をなさっていらっしゃいます。

ここで言う受益者負担というのは新たに発生をいたします指導料、これは今まで教員が実質無償のような形で行っておいりましたけれども、そこに新たに発生する指導料に関しての受益者負担というものの在り方、この部分での議論がこれまでになされたかと思えます。ただ、前回までの審議の中で、受益者負担の在り方について、まだ十分にご議論が進んでいない部分もあったかと思っているところがございますので、今後、その点も残りの検討委員会のほうで課題になる一つのポイントかと考えております。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

今ありましたように、あまりこの会議で検討しておりませんでしたので、残る会議で少し検討をする必要があると思っております。

⑤につきまして省いたほうがいいのではないかとということと、機会の格差を生まないというような文言が、⑤の意図ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。省く。ということでよろしいでしょうか。

【平江委員】

やはり中間報告ですので、ここではまだ省いたほうがいいのではないかと思います。

【坂下委員長】

はい、ありがとうございます。

そのような、うなずいてらっしゃる委員の皆様もいらっしゃいますので、⑤につきまして、今回は省かせていただきたいと思えます。

はい、ありがとうございました。

本当に貴重な意見をたくさんいただきました。

今回出ました、今後検討しなければいけない点が幾つか出ております。

そこを整理しまして、残りの会議で確認していただければと思っております。

それではこの中間報告につきましては、今回出された意見をもとに修正いたします。

事務局と私のほうで修正いたしまして、委員の皆様にもう一度見ていただくこととさせていただきます。

そして、その後、遠藤教育長へ提出を行いたいと思っております。

また本会議の議事録につきましては、事務局にて作成の後、委員の皆様へ送付されますので、ご確認いただきますようお願いいたします。その後私のほうで最終確認をさせていただきます。

大変貴重なご意見たくさんありがとうございました。延びましたこと、心よりおわび申し上げます。

それでは事務局のほうに進行をお返しいたします。

4 諸連絡

【松島教育審議員】

坂下委員長、ありがとうございました。

事務連絡を2点いたします。

1点目です。配布しています会議資料と参考資料のファイルは机上に置いて帰られても大丈夫です。どちらか一方を持ち帰っていただくことも可能です。置いて帰られましたファイルにつきましては、第8回検討委員会時に机上にセットさせていただきます。

2点目です。第8回検討委員会は、市役所向かいにあります熊本県医師会館6階会議室において、11月29日（水）の10時～12時で開催を予定しております。
初めて利用する場所になりますので、詳細については改めてご連絡させていただきます。
以上でございます。

5 閉会

【松島教育審議員】

本日は、大変お忙しい中、ありがとうございました。